

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託 導入状況

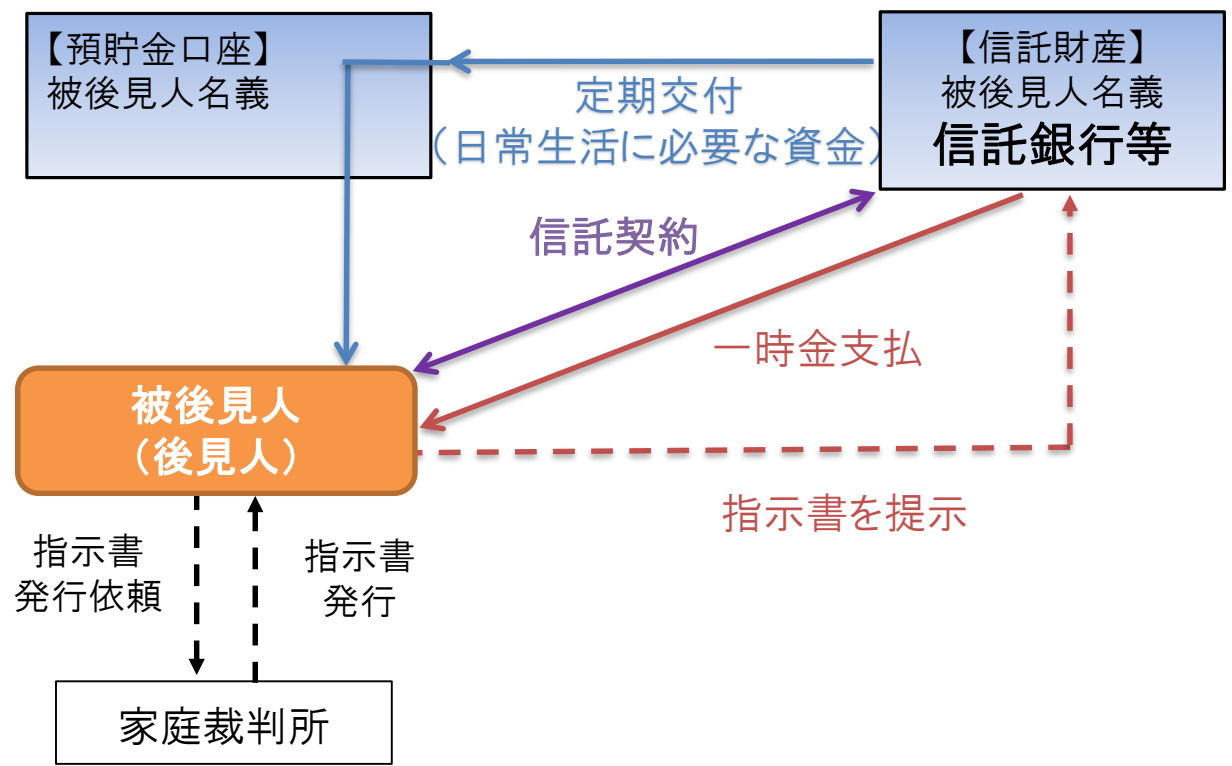
令和2年10月23日
金融庁

- 成年後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、平成24年に最高裁判所等において「後見制度支援信託(以下「支援信託」という。)」を創設。大手信託銀行を中心に取扱いが開始された。
- しかしながら、支援信託については、「信託銀行の店舗の所在地が限られている」、「(地元の金融機関ではなく)今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗感がある」といった指摘を踏まえ、「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月閣議決定)において、「後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う」とこととされた。
- これを受け、法務省を事務局として、金融庁を含めた関係省庁及び業界団体等で「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」を開催。平成30年3月に当該勉強会の報告書を取りまとめの上、モデルスキームを提示し、支援信託以外にも「後見制度支援預貯金(以下「支援預貯金」という。)」の取扱いが開始された。
- さらに上記について、令和元年5月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合:50%(令和3年度末)」をKPIとして設定した。

(ご参考) 支援信託及び支援預貯金のスキーム

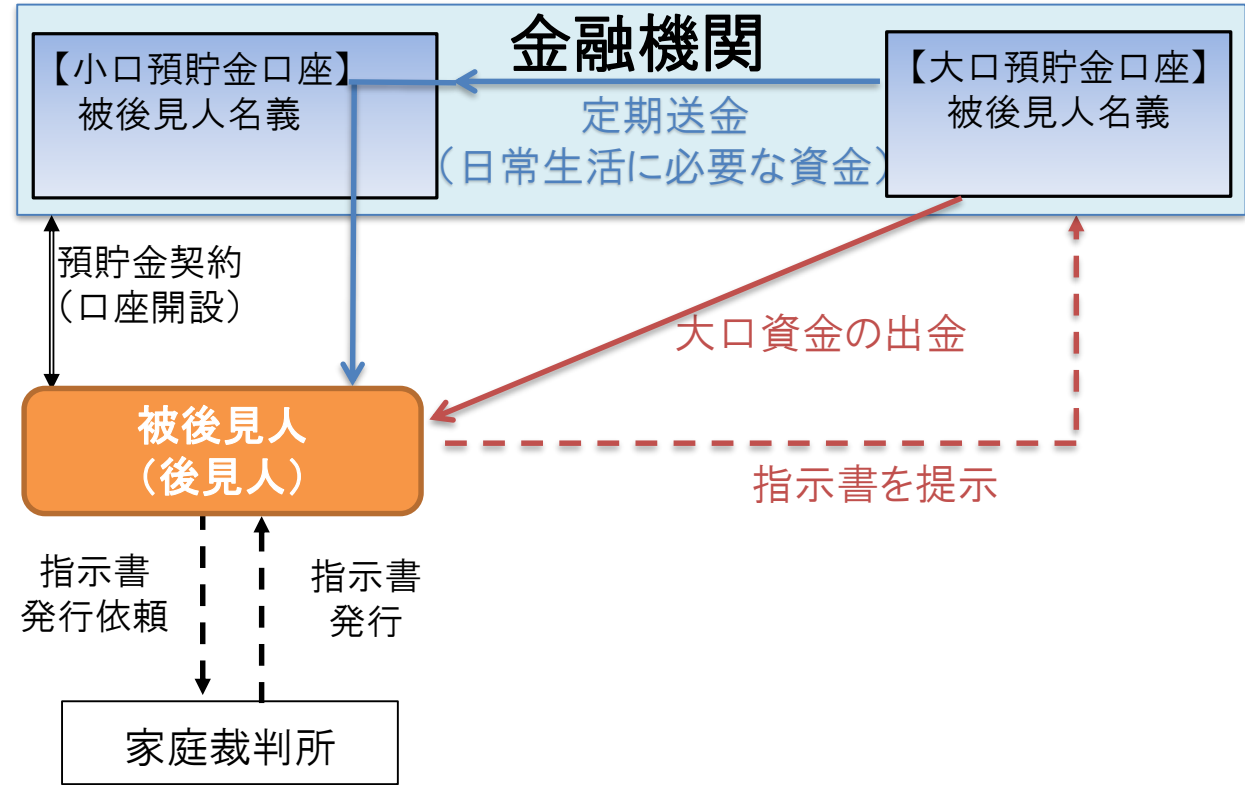
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



金融庁においては、全預金取扱金融機関(※)を対象に、支援預貯金及び支援信託に係る導入状況等の調査を実施。

※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合は除く。

(調査時点) 令和2年3月末

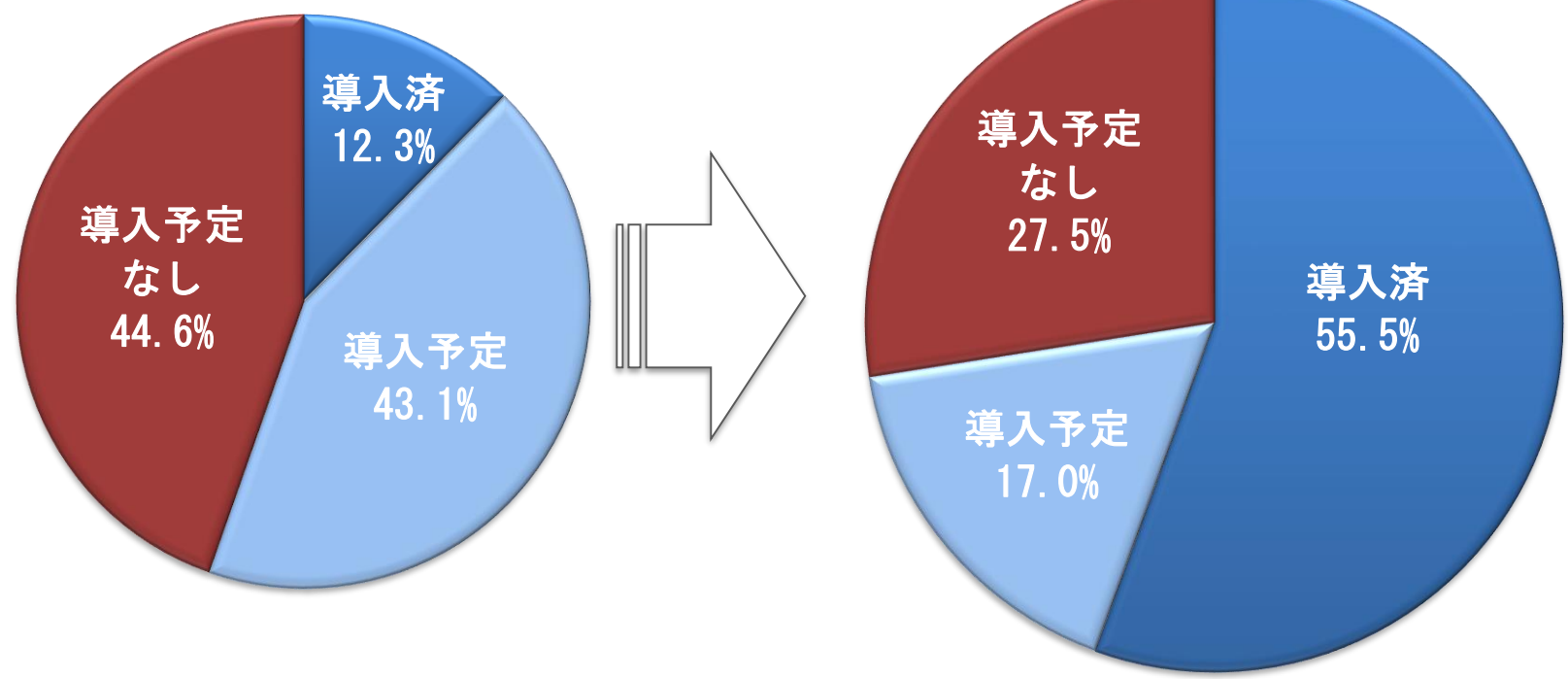
(調査対象) 1,222金融機関

- 主要行等11行、地方銀行等65行、第二地方銀行38行
- 信用金庫255金庫、信用組合102組合、労働金庫13金庫
- 農漁協等738組合等

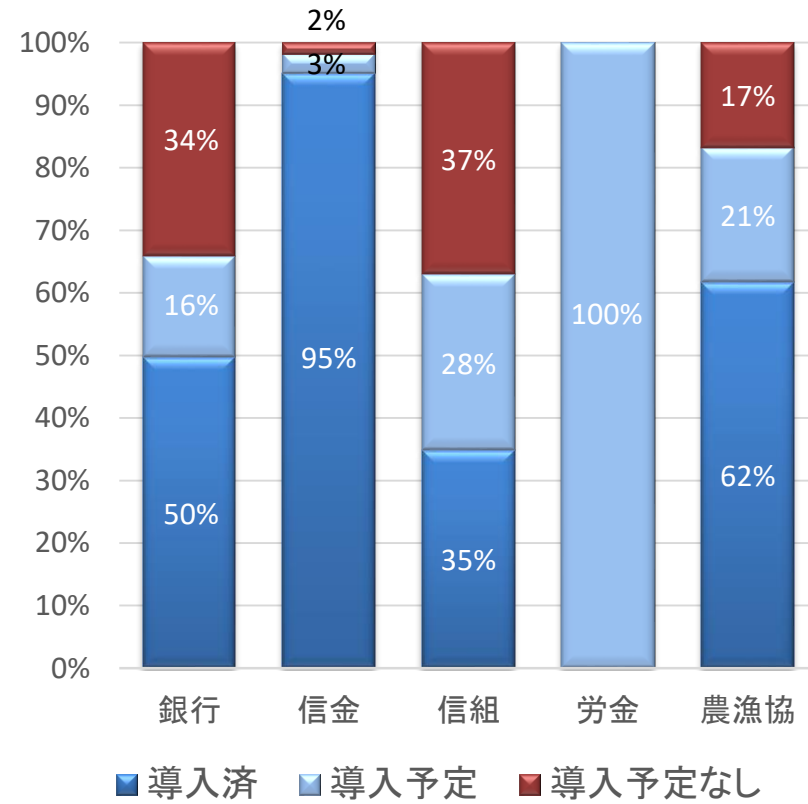
導入状況

- 平成30年12月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入している金融機関は約12%。【図表1】
- 令和2年3月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入している金融機関は約56%と、導入済の金融機関の割合が大幅に増加(KPI(50%)を達成。)。【図表2】
- 「導入予定なし」との回答も約45%から約28%と減少しており、全体として支援預貯金及び支援信託の導入に向けた取組みが進んでいる状況がうかがわれる。
- 業態別の導入状況を見ると、信金では導入が進んでおり、約95%が導入済。他方、銀行では約34%、信組では約37%が導入予定なしとしており、業態によりバラつきがみられる。【図表3】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況 (平成30年12月末) 【図表2】支援預貯金・支援信託の導入状況 (令和2年3月末)



【図表3】業態別の導入状況

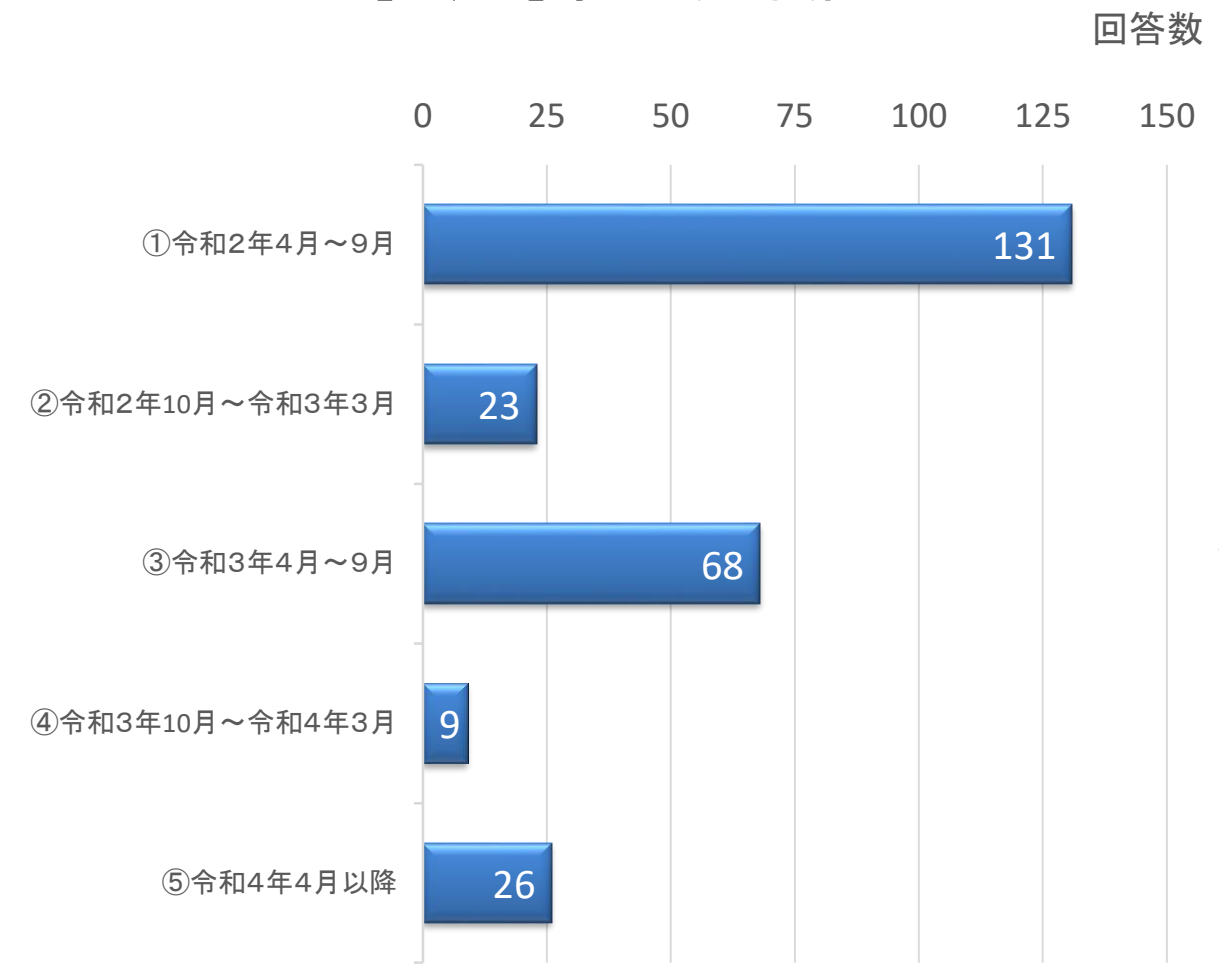


※図表1～3ともにKPI(P1参照)と同様に個人預貯金残高ベースの割合

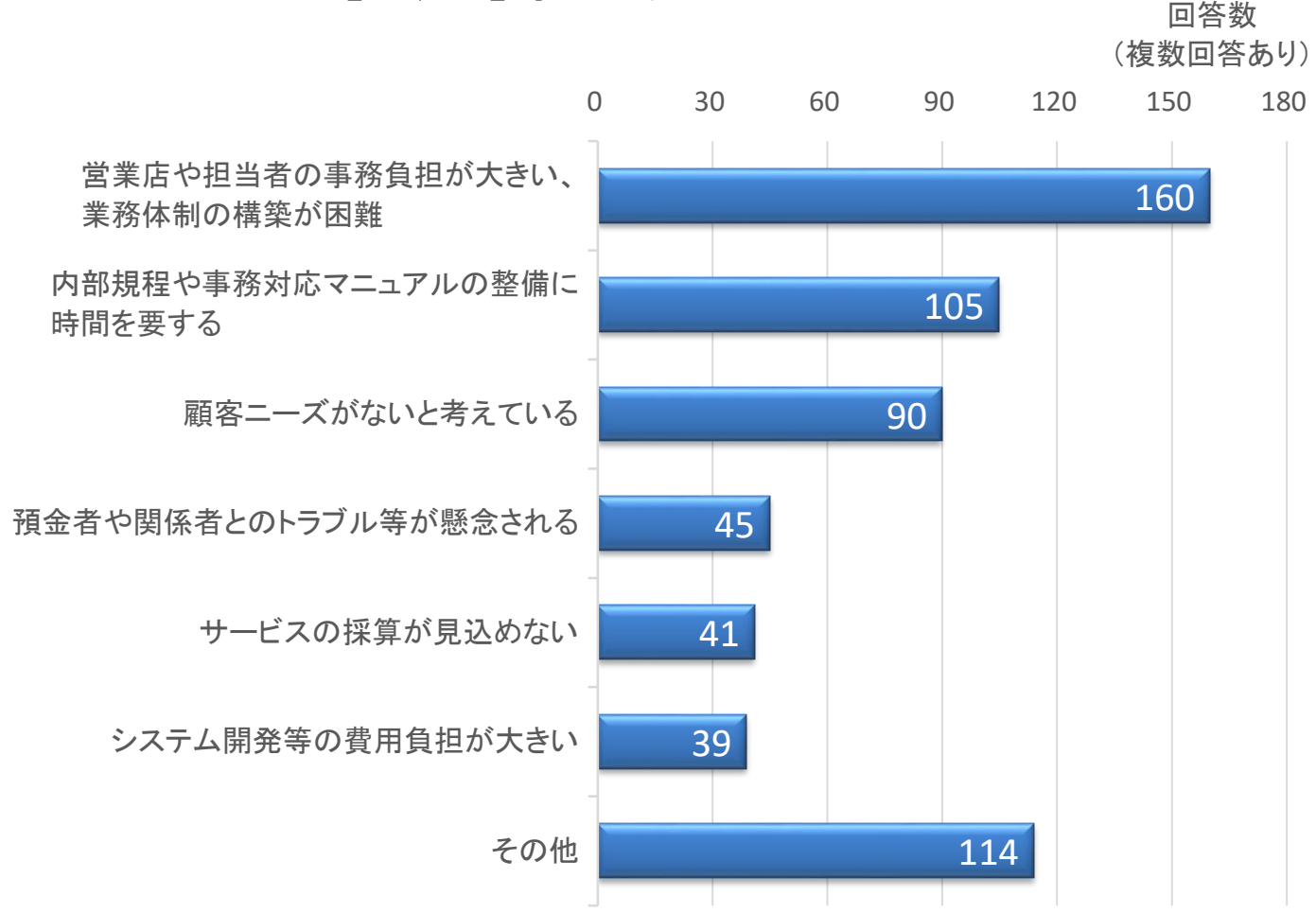
導入予定時期及び導入予定なしの理由

- 支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関の半数以上は、令和2年9月までの導入を予定している。【図表4】
- 支援預貯金及び支援信託の導入予定なしと回答した理由として、「営業店や担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」や「内部規程や事務対応マニュアルの整備に時間を要する」を挙げている金融機関が多い。【図表5】

【図表4】導入予定時期



【図表5】導入予定がない理由



- 令和2年3月末時点において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は約56%と、KPI(50%)を達成。
- 他方、導入予定なしと回答した金融機関の多くは、業務体制の構築や内部規程等の整備が困難であるといった課題を有している状況。
- 上記については、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整など、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても業界団体等の対応を促していく。
- 引き続き、関係省庁等と連携し、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を促していく。